

歯科休日診療等運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（元旦を除く。）及び年末年始の休日（12月30日から翌年1月3日まで））の歯科診療及び心身障がい者（児）の歯科診療業務の運営に要する経費に対し、半田歯科医師会に交付する歯科休日診療等運営費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の算出基準)

第2条 この補助金の算出基準額は、半田歯科医師会が半田歯科医療センターで運営（歯科休日診療、心身障がい者（児）の歯科診療）に要する経費のうち、次により算出した額とする。

(1) 歯科休日診療運営事業の補助対象基準額

区分	基準額	診療時間
休日（年末年始の休日を除く。）	27,300円×診療延日数	午前9時～午後1時
12月30日～1月3日（年末年始の休日）	49,000円×診療延日数	

（年末年始は、歯科医師二人の診療体制とする）

(2) 心身障がい者（児）歯科診療運営事業の補助対象基準額

区分	基準額	診療時間
木曜日	77,700円×診療延日数	午前9時～午後1時

（ただし、歯科医師二人の診療体制とする）

(補助金の交付額)

第3条 この補助金の交付額は、前条の規定に基づき算定した額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとするときは、交付申請書（様式第1）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、次の条件を付して交付を決定するものとする。

- (1) 事業計画を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に申し出て、その承認を受けること。
- (2) 補助金を目的以外の用途に使用しないこと。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその内容及び条件を補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、補助事業完了後交付する。(前期と後期に分割)ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部若しくは一部を概算払い又は前金払いにより交付することができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を経過した日又は次年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第2)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の申請に対して不正の行為があったとき。

(遅延利息)

第10条 補助事業者は、補助金の返還を決定し、これを納期日までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第19条第2項の規定に準じて算出した延滞金を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。